

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
6	R5.11.23	R5.12.6	・令和4年度条件付採用教員の任用について（校種別、性別・年代別） ・令和3年度条件付採用教員の任用について（校種別、性別・年代別）	2	1														教育庁人事部職員課
7	R5.11.23	R5.12.6	・H29（H30.4.26公開）からR4（R5.4.27公開）の6年間で条件付採用教員が不採用となった者のすべての校種別それぞれの人数の開示（平成29年度から令和2年度まで） ・また、そのうち（3）の内訳で（ウ）の「不可」の者、すべての校種別それぞれの人数の開示（平成29年度から令和2年度まで）				1											請求に係る公文書は、保存期間満了に伴い廃棄しており、存在しないため	教育庁人事部職員課
8	R5.11.24	R5.12.6	11月24日の定例会の「2報告（2）」で●●氏が「体罰で（都教委への）報告や懲戒処分で」毎年登場（何回も）する先生はいかないか確認しておいて」と発言。これを受け●●氏は①過去に何回か繰り返す教員もいた、②個別研修（再発防止研修のこと）を実施しているーと答弁した。 この①の校種・職種・年齢・性別・処分量定・発今年月日・処分理由一を一覧にしたり、データ化したりした文書				1											請求に係る公文書は、作成しておらず、存在しないため	教育庁人事部職員課
9	R5.11.24	R5.12.7	個別研修の研修内容を記したものうち、講師の説諭				1											説諭に関する公文書は、作成しておらず存在しないため	東京都教職員研修センター
10	R5.11.24	R5.12.7	個別研修の研修内容を記したものうち、講義内容															研修の講義で使用しているテキストは「使命を全うする」及び「体罰根絶に向けた総合的な対策」である。これらのテキストは東京都教育委員会のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当することから東京都教育委員会情報公開事務取扱要綱第3の5の（6）に基づき却下する。	東京都教職員研修センター
11	R5.10.11	R5.12.8	・●●定款 ・●●定款 ・会社概要 ・会社パンフレット ・履歴事項全部証明書 ・●●財務諸表（H27-H28） ・●●財務諸表（H28-H29） ・●●財務諸表（H29-H30） ・●●財務諸表（H27-H28） ・●●財務諸表（H28-H29） ・●●財務諸表（H29-H30）	114	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
12	R5.10.11	R5.12.8	・様式A～E ・印鑑証明書 ・アルファベット指定通知 ・技術審査委員会（第二回）開催通知	114	1					1	1	1						【事業者の印影】 ・当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【事業者の担当者名及メールアドレス】 ・当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【事業者の連絡先】 ・公にすることにより業務に関係のないメールが送信されるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【担当者の連絡先】 ・公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R5.10.11	R5.12.8	・納税証明書（都税） ・納税証明書（法人税） ・提案書 ・プレゼン資料				1					1			1				・当該情報は、公にすることで事業者からの信頼を損なうことが認められ、今後の事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
14	R5.10.11	R5.12.8	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針	100	1														教育庁人事部職員課	
15	R5.10.11	R5.12.8	・31教人職第320号 ■■■■■教員に対する懲戒処分について ・教職員の服務事故について（報告） ・服務事故に係る追加資料の送付について ■ ■■■■公立学校教員の体罰事故について（事情聴取）（教諭） ■ ■■■■公立学校教員の体罰事故について（事情聴取）（■■■■■） ■ ■■■■学校教職員の処分について（内申） ・履歴カード ・16教人職第1313号 ■■■■■教員に対する懲戒処分について ・東京都公立学校教員の服務事故について（報告） ■ ■■■■公立学校教員の体罰事故について（事情聴取）（教諭） ■ ■■■■公立学校教員の■■■■■について（事情聴取）（■■■■■） ■ ■■■■公立学校教員の体罰事故の■■■■■について（事情聴取）（■■■■■） ・履歴カード ・学校教職員の服務事故に対する処分について（内申） ・25教人職第1348号 ■■■■■に対する措置依頼、■■■■■に対する■■■■■依頼及び■■■■■に対する■■■■■依頼について ・教職員の服務事故について（報告） ■ ■■■■公立学校■■■■■の■■■■■について（事情聴取）（■■■■■） ■ ■■■■公立学校■■■■■の体罰事故に関する事情聴取（■■■■■） ・履歴カード	133	1						1			1					・当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況、指導状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事業運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当事者・関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職員課
16	R5.10.11	R5.12.8	どの部署／どんな内容／私たちの事件について／どんな指導通達をうけたのか／個人情報をえた根拠／となるものを開示して下さい						1	1			1					請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうこととなるため	教育庁人事部職員課	
17	R5.11.24	R5.12.8	体罰ではその行為をした教員の所属校教員全員に受けさせる校内集合研修があるか否かを記した文書と、君が代処分では研修を強制しているので、対比するため君が代処分での校内集合研修をやっていることを示す文書も出して下さい。					1										当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課	
18	R5.11.27	R5.12.11	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－ 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
19	R5.10.17	R5.12.14	基本協定その2（●●）	41		1													【業者の印影及びサイン】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 【運営体制の一部（協力会社名）】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【出題方針の一部】 ・当該情報は、試験の出題方針に関する未公表の情報であり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【出題内容の一部】 ・当該情報は、試験の出題内容に関する未公表の情報であり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【複数の問題セット間の難易度調整】 ・当該情報は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【実施方式の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【実施費用の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
20	R5.10.17	R5.12.14	中学校英語スピーキングテストに関して、●●との間で締結した実施協定及び実施計画					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
21	R5.10.17	R5.12.14	基本協定その2（●●）決定原議	46		1													【担当者の連絡先】 ・公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【運営体制の一部（協力会社名）】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【出題方針の一部】 ・当該情報は、試験の出題方針に関する未公表の情報であり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【出題内容の一部】 ・当該情報は、試験の出題内容に関する未公表の情報であり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【実施方式の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【実施費用の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【業者の印影及びサイン】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
22	R5.10.22	R5.12.15	令和3年度実施協定	24		1				1	1	1	1						【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【運営体制の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【単年度収支計画の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
23	R5.10.24	R5.12.15	・要望書等 ・東京都教育委員会回答 ・令和4年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書	126		1				1	1	1	1						【都民等の氏名・住所等】 ・当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当該情報は、法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【指摘の内容等】 ・当該情報は、開示が前提となると、率直な意見等が妨げられることになり、広聴業務及びスピーキングテスト事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
24	R5.10.21	R5.12.20	・自治体対象説明会配布資料 ・中学校対象説明会配布資料	185	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
25	R5.10.26	R5.12.22	海外派遣研修の実施及び参加校の募集通知関係資料	100	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
26	R5.10.26	R5.12.22	・高校生等派遣業務委託契約書 ・海外派遣研修選考結果通知 ・事前研修、事後研修関係資料	699		1				1	1	1		1					【事業者の印影】 ・当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【契約金額の内訳】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【担当者名】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【アンケートのQRコード】 ・公にすることにより、業務と関連のない回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【公にされていない事業者の電話番号、アドレス】 ・公にすることにより業務に關係のない連絡が来るなど、事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際交流教育課
27	R5.10.26	R5.12.22	・知事部局等、都の各部局—都教委（支援セ・研修セ含む）—学校（生徒・保護者・もちろん校長含む教員等）—外務省—文科省—関係国（大使館等）の6者間で、①国旗・国歌②日本人としての自覚・アイデンティティー（オリパラ教育で都教委がこだわったもの）③国を愛する心情・態度④防災教育からみで自衛隊連携—の4つの教育・指導について情報共有・情報交換・協議等をしたことが分かる文書 ・UAEを含む派遣各国において、軍事（いわゆる防衛）関係の施設を訪問したり、日本の防衛大学校のような軍事教育機関の教員や生徒等と交流したりした（あるいは交流する予定の）ことが分かる文書					1										当該文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	
28	R5.11.24	R5.12.22	・令和3年度寄宿舎生賄調理業務委託（単価契約）委託契約書 ・令和4年度寄宿舎生賄調理業務委託（単価契約）委託契約書 ・令和5年度寄宿舎生賄調理業務委託（単価契約）委託契約書【前半分】 ・令和5年度寄宿舎生賄調理業務委託（単価契約）委託契約書【後半分】	76		1					1	1	1						・受託者に関する調理従事者の氏名、食品衛生責任者及び調理従事者の性別、年齢、住所、連絡先は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・契約金額の内訳は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・校内平面図及び契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立小笠原高等学校
29	R5.11.24	R5.12.22	令和5年度ぎんねむ寮 療生心得	4		1						1							日課の時間は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立小笠原高等学校
30	R5.11.9	R5.12.25	仕様書「都立学校保護者コミュニケーションシステム導入委託」	15	1														教育庁総務部教育政策課	
31	R5.11.29	R5.12.26	東京都立七生養護学校所属換教材一覧表（消耗品）	3	1														教育庁指導部管理課	
32	R5.12.2	R5.12.26	東京都公立学校会計年度任用職員申込書					1			1							東京都公立学校会計年度任用職員申込書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため	教育庁指導部管理課	

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
33	R5.12.12	R5.12.26	防犯カメラの映像				1				1	1							・請求者の求める防犯カメラの映像は、公にすることにより防犯カメラの設置位置が特定されてしまい、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） ・請求者の求める防犯カメラの映像は、多数の一般人も映っており、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立大田桜台高等学校
34	R5.12.19	R5.12.26	東京都教育庁が、教職員の服無事故についてWebサイト上（ https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/duties/infringement.html ）で定期的に公表する運用に至った経緯（内部での議論、メディアからの要請など）を知ることができる一切の文書				1											当該請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁人事部職員課	
35	R5.12.16	R5.12.27	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	29	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
36	R5.12.20	R5.12.27	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校（調布市）	2	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
37	R5.11.3	R5.12.28	・令和4年 4月13日教職員の服務事故について ・令和4年 4月27日教職員の服務事故について ・令和4年 5月12日教職員の服務事故について ・令和4年 7月 4日教職員の服務事故について ・令和4年 8月 9日教職員の服務事故について ・令和4年10月18日教職員の服務事故について	6	1														教育庁人事部職員課	
38	R5.11.3	R5.12.28	・処分説明書① ・処分説明書② ・処分説明書③ ・処分説明書④ ・処分説明書⑤ ・処分説明書⑥ ・処分説明書⑦ ・処分説明書⑧ ・処分説明書⑨ ・処分説明書⑩	17	1					1			1					・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・生年月日、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職員課	

令和5年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
39	R5.11.3	R5.12.28	教職員の服務事故についての文書 (2022年(令和4年) 10月22日～2023年(令和5年) 10月21日までの期間にプレスした資料)															教職員の服務事故についての文書 (2022年(令和4年) 10月22日～2023年(令和5年) 10月21日までの期間にプレスした資料)は、東京都教育委員会のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁人事部職員課
40	R5.12.19	R5.12.28	東京都公立小中学校事務共同実施支援事業による会計年度任用職員の支援職員が勤務を超えて勤務した場合に支給した超過勤務手当相当の額を、市区町村別ないし、都全体で2022、2023年度で明らかにした公文書					1										請求日時点で2022、2023年度における超過勤務手当に相当する報酬の支給実績はなく、請求に係る公文書が存在しないため	教育庁人事部人事給与情報課